

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和6年11月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400019 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400017 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間②、④、⑥、⑧、⑨、⑩及び⑫から⑬までの各期間の標準賞与額を別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

別表第 2 欄の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

別表第 3 欄の標準賞与額（別表第 2 欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、別表第 1 欄の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 25 日  
② 平成 21 年 6 月 25 日  
③ 平成 21 年 12 月 25 日  
④ 平成 22 年 6 月 1 日  
⑤ 平成 22 年 12 月 25 日  
⑥ 平成 23 年 6 月 24 日  
⑦ 平成 23 年 12 月 25 日  
⑧ 平成 24 年 7 月 25 日  
⑨ 平成 24 年 12 月 25 日  
⑩ 平成 25 年 7 月 25 日  
⑪ 平成 25 年 12 月 25 日  
⑫ 平成 26 年 7 月 25 日  
⑬ 平成 26 年 12 月 15 日

- ⑭ 平成 27 年 7 月 24 日
- ⑮ 平成 27 年 12 月 25 日
- ⑯ 平成 28 年 7 月 25 日
- ⑰ 平成 28 年 12 月 22 日
- ⑱ 平成 29 年 7 月 25 日
- ⑲ 平成 29 年 12 月 25 日
- ⑳ 平成 30 年 7 月 25 日
- ㉑ 平成 30 年 12 月 25 日
- ㉒ 令和元年 6 月 25 日
- ㉓ 令和元年 12 月 23 日

平成 20 年 5 月 1 日から令和 2 年 3 月 20 日まで A 社で勤務したが、その間、毎年 7 月と 12 月に賞与が支給され、支給された賞与から厚生年金保険料も控除されていた。

しかしながら、厚生年金保険の記録では、それらが一切反映されていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 厚生年金保険法の規定による標準賞与額は、請求者が厚生年金保険の被保険者として、事業主から支払を受けた賞与額に基づいて決定し、また、厚生年金特例法により保険給付の対象とされるのは、当該賞与額又は事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 請求期間②、④、⑥、⑧から⑩まで及び⑫から⑬までの各期間の厚生年金保険法の規定による標準賞与額については、A 社から提出された請求者に係る平成 21 年から令和元年までの各年分の「支給月別一覧表」等により確認又は推認できる賞与額から、別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

また、事業主は、別表第 1 欄の賞与に係る厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては不明としている一方、請求者の賞与に係る届出を行っていない旨回答していることから、当該賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知は行われておらず、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、請求期間④、⑥及び⑩の各期間の賞与支給額について、「支給月別一覧表」の「賞与」欄には、それぞれ 520 万円、500 万円又は 260 万円と記載されているが、「社保」欄には、それぞれ 11 万 4,445 円、3 万 8,028 円又は 20 万 7,997 円と記載され、賞与支給額と社会保険料控除額が整合せず不自然であるところ、事業主は「支給月別一覧表」に記載された当該各期間の「賞与」には賞与以外の貸付金等が含まれていることが考えられる旨回答している上、当該各期間の「賞与」に含まれている賞与以外の金額を具体的に確認できる資料は無いことから、当該各期間の標準賞

与額は、「社保」欄に記載された社会保険料控除額に見合う額を賞与支給額と推認して決定するのが妥当と認められる。

- 3 請求期間②、⑧及び⑨について、「支給月別一覧表」、B銀行から提出された請求者の口座に係る取引履歴及び複数の同僚から提出された賞与明細書により確認又は推認できる賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄よりも低額である。

また、請求期間④、⑥、⑩、⑫及び⑭から⑳までの各期間について、「支給月別一覧表」、B銀行から提出された請求者の口座に係る取引履歴及び複数の同僚から提出された賞与明細書により確認又は推認できる賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄と同額である。

したがって、請求者の請求期間②、④、⑥、⑧から⑩まで、⑫及び⑭から⑳までの各期間については、別表第2欄の標準賞与額を厚生年金特例法に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額とし、別表第3欄の標準賞与額（別表第2欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金特例法の対象外となるため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、厚生年金特例法は、第1条第1項ただし書において、請求者が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、同法に基づく記録訂正の対象としない旨規定しているところ、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、平成21年7月20日から令和2年3月20日まで同社の取締役であったことが確認できるが、同社は、「請求者の担当する業務は営業であり、社会保険事務の手續に権限はなく、関与することもなかった。」と回答していることなどの事情を認定基準により総合的に判断すると、厚生年金特例法第1条第1項ただし書には該当しないと認められる。

- 4 請求期間⑬について、平成26年分の「支給月別一覧表」によると、「賞与」として30万円が支給されていることが確認できるが、社会保険料控除額は「0」と記載されており、A社は、「平成26年12月に支給した賞与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、B銀行から提出された取引履歴によると、平成26年12月15日に「賞与」と同額の30万円が振り込まれていることが確認できる。

このほか、請求期間⑬に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

したがって、請求期間⑬については、厚生年金特例法に該当しないため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として、別表第3欄のとおり記録することが必要である。

- 5 請求期間①、③、⑤、⑦及び⑩について、A社は当該各期間には賞与を支給して

おらず、平成 20 年分の「支給月別一覧表」は保管していないとしていることから、請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができず、また、請求期間③、⑤、⑦及び⑩については、平成 21 年分から平成 25 年分までの「支給月別一覧表」によると、当該各期間に係る賞与の支給記録は記載されていないことが確認できる。

さらに、請求者は、上記各請求期間に係る賞与の明細書を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、請求期間①及び③については、B 銀行は法定の保存期間が経過しておりデータが存在しないと回答していることから、当該期間に係る賞与の支払及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができず、請求期間⑤、⑦及び⑩については、同行から提出された取引履歴によると賞与の振込記録が無いことが確認できる。

したがって、請求期間①、③、⑤、⑦及び⑩については、A 社から請求者に賞与が支給されたことを認めることはできず、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることもできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400019 号  
 厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400017 号

請求期間	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	厚生年金保険法 第 24 条の 4 の 標準賞与額	厚生年金特例法 第 1 条第 5 項該 当の標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条本文該当 の標準賞与額
② 平成 21 年 6 月 25 日	140 万円	81 万 8,000 円	140 万円（※2）
④ 平成 22 年 6 月 1 日	82 万 6,000 円	82 万 6,000 円	—
⑥ 平成 23 年 6 月 24 日	27 万円	27 万円	—
⑧ 平成 24 年 7 月 25 日	120 万円	91 万 6,000 円	120 万円（※2）
⑨ 平成 24 年 12 月 25 日	100 万円	30 万 5,000 円	100 万円（※2）
⑩ 平成 25 年 7 月 25 日	142 万 1,000 円	142 万 1,000 円	—
⑫ 平成 26 年 7 月 25 日	(180 万円 ※1) 150 万円	150 万円	—
⑬ 平成 26 年 12 月 15 日	30 万円	—	30 万円
⑭ 平成 27 年 7 月 24 日	90 万円	90 万円	—
⑮ 平成 27 年 12 月 25 日	80 万円	80 万円	—
⑯ 平成 28 年 7 月 25 日	126 万 8,000 円	126 万 8,000 円	—
⑰ 平成 28 年 12 月 22 日	(172 万円 ※1) 150 万円	150 万円	—
⑱ 平成 29 年 7 月 25 日	120 万円	120 万円	—
⑲ 平成 29 年 12 月 25 日	105 万円	105 万円	—
⑳ 平成 30 年 7 月 25 日	(175 万円 ※1) 150 万円	150 万円	—
㉑ 平成 30 年 12 月 25 日	125 万円	125 万円	—
㉒ 令和元年 6 月 25 日	140 万円	140 万円	—
㉓ 令和元年 12 月 23 日	140 万円	140 万円	—

第 1 欄 請求者が事業主から支払を受けた賞与額に基づく標準賞与額（賞与額から 1,000 円未満の端数を切り捨てた額であり 150 万円が上限である。）

第 2 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額

第 3 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額

注記（※1） 請求者が事業主から支払を受けた賞与額が 150 万円の標準賞与額の上限を超える場合は、当該賞与額を記載している。

（※2） 第 2 欄の標準賞与額を除く。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400055 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2400002 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 10 月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 10 月から昭和 60 年 9 月まで

昭和 58 年 6 月に A 市役所で開催された国民年金未加入者の説明会に夫婦で出席し、二人とも同年 7 月に同市 B 市民センターの窓口で加入手続を行った。

また、保険料は、妻が、A 市 B 市民センターの窓口で納付しており、加入手続を行った昭和 58 年 7 月以降は、毎月定期的に納付していたにもかかわらず、請求期間が「未納」となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行ったのは昭和 58 年 7 月であると主張し、国民年金保険料の納付については、「妻に納付に行ってもらっていた。」としている。

また、請求者の妻は、「加入手続後、夫婦二人分の保険料は毎月定期的に納付しており、請求期間の保険料は A 市 B 市民センターの窓口で納付していた。遡って保険料をまとめて納付したことはない。」としている。

そして、請求者は、加入手続を行った直後の昭和 58 年 7 月分から同年 9 月分までの 3 か月分の保険料の納付日が「昭和 60 年」と記録されているのは、おかしいとも主張している。

しかしながら、請求者のオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和 52 年 11 月 1 日の「取得」の処理が行われた日は、昭和 60 年 9 月 17 日と記録され、請求者の昭和 58 年 7 月分から同年 9 月分までの 3 か月分の保険料が納付された日は、当該処理日からおよそ 1 か月後の昭和 60 年 10 月 30 日と記録されていることが確認できる。

また、当時の国民年金保険料の納付方法は、現年度の保険料は市町村に納付し、過年度となった保険料は、国が指定する銀行、社会保険事務所（当時）の窓口等で納付

することになっていたところ、昭和 58 年 7 月分から同年 9 月分までの 3 か月分の保険料について、オンライン記録には、昭和 60 年 10 月 30 日に国が指定する銀行、社会保険事務所の窓口等で納付したと認められる記録があり、A 市が作成した請求者の国民年金被保険者名簿には、昭和 60 年 10 月 30 日に保険料 1 万 7,490 円を国へ納付したことを示すと判断できる記録があることから、当該 3 か月分の保険料は、「昭和 58 年度」に市町村に納付されたものとは認められず、「過年度分の保険料」として昭和 60 年 10 月 30 日に納付されたものと認められる。

さらに、国民年金保険料は、加入手続を行った後でなければ納付することができない。つまり、加入手続を行うことで国民年金手帳記号番号が決められ、年金手帳に記載された後、保険料を納付することになる。一方、請求者の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号は\*、「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 52 年 11 月 1 日」と記載されているところ、当該請求者の手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月に払い出され、請求者の番号として使用することになったことが A 市の国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、オンライン記録において、請求者が初めて被保険者となった日の「昭和 52 年 11 月 1 日取得」の処理日が昭和 60 年 9 月 17 日であることによると、請求者の加入手続が行われたのは昭和 60 年 9 月頃と考えるのが妥当であり、昭和 58 年 7 月に加入手続を行ったとする請求者の主張を認めることはできない。

加えて、請求者の請求期間当時の住民票が A 市から異動した記録はないため、同市が請求者に別の手帳記号番号を払い出したとは考え難く、オンライン記録の氏名検索等による調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、また、A 市に照会しても、請求者の妻が請求期間の保険料を A 市 B 市民センターの窓口で納付していたことがうかがえる事情はない。

その上、国民年金保険料は、各月の保険料の納付期限から 2 年が経過すると、時効により納付することができないことになっているため、請求者の国民年金の加入手続が行われた昭和 60 年 9 月においては、既に、昭和 52 年 11 月分から昭和 58 年 6 月分までの保険料は、時効により納付することができない。

これらの事情を踏まえると、請求者は、昭和 60 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、その時点で納付することが可能であった最も古い昭和 58 年 7 月分から同年 9 月分までの 3 か月分の保険料を昭和 60 年 10 月 30 日に国へ納付し（昭和 60 年度以前の保険料の納付期限は 3 か月分を単位として定められていた。）、加入手続を行った後となる昭和 60 年 10 月分以降の保険料は、同年 12 月 31 日以降において定期的に A 市へ納付したと考えられる。

なお、オンライン記録においては、請求者の昭和 60 年 10 月分から同年 12 月分までの保険料は同年 12 月 31 日に、昭和 61 年 1 月分から同年 3 月分までは同年 4 月 30 日に、同年 4 月分は同年 5 月 31 日に、さらに、同年 5 月分以降についても、ほぼ毎月定期的に A 市へ納付された記録となっていること、請求者の保険料の納付状況及び納付日は請求者の妻と同じであることが確認できるなど、夫婦二人の保険料を定期的と同じ日に納付していたことは、請求者の妻が主張するとおりであることも確認でき



る。

したがって、請求者が主張するとおり、請求者の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付したという状況はうかがえるが、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないため、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。